

共 済  
NEWS  
公告広報  
No. 203

公 告

令和4年三職共公告第10号

**運営規則の一部変更について**

三重県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年三職共規則第1号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

令和4年10月24日  
三重県市町村職員共済組合  
理事長 加藤 隆

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市河芸町浜田808
発行人	坂 口 裕 司
電 話	(059) - 253-2701

三重県市町村職員共済組合運営規則の一部を変更する規則

三重県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年三職共規則第 1 号）の一部を次のように変更する。

（下線の部分は変更部分）

改正後	改正前
<p><u>（施行令第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる者の報酬等）</u>            第 18 条の 5 <u>施行令第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる者</u>に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第 203 条の 2 第 1 項に規定する報酬のうち、同法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとし、<u>同法第 203 条の 2 第 3 項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの（同法第 204 条第 2 項に規定する通勤手当に相当するものに限る。）を加えたものとする。</u></p> <p>2 <u>施行令第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる者に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第 203 条第 4 項に規定する期末手当及び同法第 203 条の 2 第 1 項に規定する報酬のうち、同法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬とする。</u></p>	<p><u>（施行令第 2 条第 5 号に掲げる者の報酬）</u>            第 18 条の 5 <u>施行令第 2 条第 5 号に掲げる者に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第 203 条の 2 第 1 項に規定する報酬のうち、同法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとする。</u></p>

附 則（令和 4 年 10 月 7 日 三職共規則第 7 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 7 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。